

議 第 7 8 号  
令和7年12月25日提出

熊本市指定有形文化財の指定について

「木造菩薩立像」を熊本市指定有形文化財に指定したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市文化財保護条例（昭和42年3月27日条例第19号）第3条第1項の規定及び熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年11月14日教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定に基づき、熊本市指定有形文化財に指定するものである。

これが、この議案を提出する理由である。

## 市指定有形文化財への申請一覧

資料NO	1
指定区分	有形文化財
種別	美術工芸品(彫刻)
名称	木造菩薩立像
ふりがな	もくぞうばさつりゅうぞう
員数	1躰
所在地	熊本市中央区古京町3-2
所有者	加茂雪堂管理組合
町指定年月日	昭和43年7月17日(旧植木町指定) (旧指定名称:加茂雪堂の木造仏付板碑)
備考	令和7年に熊本博物館に寄託。

熊本市文化財保護委員会における答申  
(文化財の市指定有形文化財新規指定について)  
開催日時 令和7年(2025年)12月25日(木)開催

もくぞうぼさつりゅうぞう  
木造菩薩立像

熊本市北区植木町豊田の加茂雪堂に祀られていた一木造の木造仏である。両手足先が失われており、印相は不明であるが、頭に冠を持ち、数枚の衣をまとう姿から菩薩像であると考えられる。本像はクスの一木造であり、節が残ることから、神木などの重要な木を用いた可能性も考えられる。

本像の造りはいたって素朴であり、中央の仏師ではなく地元の仏師によって作られたと考えられ、地方仏師の活動を示す資料としても重要である。

本像の背面には陰刻による銘文が残されており、大永2年(1522年)に僧が中心となって20人の信者らとともに本像を作成したことがわかり、当時の信仰を示す貴重な資料である。

なお、現在は保存のため熊本博物館に寄託されている。

以上のように、木造菩薩立像は貴重な中世の銘文を持ち、地方の仏師らの手によって作られ、地元で守られてきた文化財であり、熊本市指定有形文化財に指定するのが妥当である。

(諮問概要)

熊本市内の後世に残すべき価値のある文化財について、新たに市指定の有形文化財として申請するものである。

分類	美術工芸品	種類	彫刻
名称	木造菩薩立像		
員数	1駄		
所在地	熊本県熊本市中央区古京町3-2 熊本博物館 熊本市北区植木町豊田		
所有者	住所 熊本県熊本市北区植木町豊田 氏名 加茂雪堂管理組合		
管理責任者	住所 熊本県熊本市中央区古京町3-2 氏名 熊本博物館		
年代または時代	大永2年（1522年）		
文化財概要	<p>加茂雪堂の木造仏は全高95cm、像高77cmの一木造りの木造仏である。像の表面には元となった木材の節も見え、一木から彫り出すことを重要視した像であることが考えられる。両手足先が失われており印相は不明であるが、頭に冠を持ち、数枚の衣をまとう姿から菩薩像と考えられる。作りはいたって素朴であり、中央の仏師ではなく地元の仏師などによって作られたものと考えられる。全体に彩色が施されているが、多くが剥離している。</p> <p>背面には陰刻があり「受金興 願主祐亀僧 講数廿人」の三行の下に「旨大永二壬午十月十八日」と刻まれている。このことから僧祐亀が発起人となって20名の信者らとともに本像を作成したことがわかり、地方仏師の活動や当時の信仰を示す貴重な資料としても重要である。</p> <p>加茂雪堂の近隣には市指定有形文化財服部の五輪塔や隣接する阿弥陀如来板碑など中世の石造物が多く分布しており、中世に仏教文化が大いに栄えたことを今に伝えている。また、加茂雪堂の由来は不明であるが、『肥後國誌』によると、宗旨等不明の寺として賀茂村に音學寺、吉松村に小藤寺が記載されており、これらの古寺院との関係も考えられる。</p>		
その他	<p>加茂雪堂の木造仏付板碑の名称で旧植木町指定文化財に指定されていたが、併に併い指定が解除されていた。木造仏については貴重な室町時代の在銘品であることから、平成27年の熊本市文化財保護委員会で指定相当とされていたが、所有者から指定を断られていた。</p> <p>しかし、管理上の不安等から木造仏は令和7年度に熊本市博物館に寄託されることとなり、併せて文化財指定について同意が得られた。</p>		



